

報提供資料

報道関係者各位



那須烏山市
Nasukarasuyama

那須烏山市役所
総合政策課広報聴グループ
〒321-0692
那須烏山市中央 1-1-1
電話番号:0287-83-1112
FAX番号:0287-83-3788

※この資料は市ホームページに
掲載しています。

令和7年9月12日

市職員の懲戒処分について

このたび、職員が固定資産税の課税免除について不適切な事務処理を行っていたことが発覚しましたので、令和7年9月12日付で職員の懲戒処分を行いました。市民の皆様には、市行政に対する信頼を著しく失墜させたことに対し、深くお詫び申し上げます。

(1) 処分の内容(令和7年9月12日付け)

所属部署	市長部局
職 名	係長級
年 齢	60歳代
性 別	男
処分内容	勤務態度不良及び情報セキュリティポリシー違反により、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき、減給10分の1(3箇月)の懲戒処分

(2) 事件概要

元・税務課の当該職員は、令和6年度及び令和7年度における過疎法に基づく固定資産税の課税免除を行うにあたり、法令や条例等を理解せず、事務処理を行った結果、本来免除の対象とならない償却資産を免除していた(7件1,001,200円)とともに、本来免除の対象となる償却資産を免除していなかった(2件286,900円)。

また、当該職員は、本年4月、税務課からこれらの課税免除誤りについて指摘されたため、税務情報システムの起動を元・同僚の税務課職員に依頼した後、システムの利用権限が与えられていないにもかかわらず、自らが端末を操作し、誤っていたデータの一部を無断で修正した。

(3) その他の処分

- ・利用権限が与えられていない者に税務情報システムを利用させてしまった元・同僚の税務課職員に対し、税務課長が「口頭注意」を行った。
- ・部下職員が誤った課税免除を行い、また、利用権限が与えられていない者に税務情報システムを利用させてしまった事実を踏まえ、管理監督責任として、税務課長に対し、市長が「嚴重注意」を行った。

(4) 再発防止策

- ・課税免除の事務処理を行うにあたっては、別の職員による二重チェックや、チェックリストを活用した確認を行う。
- ・税務情報システムについては、いかなる理由があっても、利用権限が与えられていない者に利用させることがないよう、職員への周知徹底を図る。

この件に対する問い合わせ先

総務課人事グループ 電話番号:0287-83-1117